

●香川県選挙管理委員会告示第9号

平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。
令和7年6月10日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

市町名	施設の名称		施設の所在地
略			
丸亀市	略		
	丸亀市城坤コミュニティセンター	略	
	丸亀市川西コミュニティセンター	略	
	略		
略			
東かがわ市	略		
	東かがわ市丹生コミュニティセンター	略	
	<u>東かがわ市本町コミュニティセンター</u>	<u>東かがわ市松原167番地1</u>	
	東かがわ市水主交流センター	略	
	略		
略			

改正前

市町名	施設の名称		施設の所在地
略			
丸亀市	略		
	丸亀市城坤コミュニティセンター	略	
	<u>丸亀市生涯学習センター</u>	<u>丸亀市大手町2丁目1番20号</u>	
	丸亀市川西コミュニティセンター	略	
	略		
略			
東かがわ市	略		
	東かがわ市丹生コミュニティセンター	略	
	東かがわ市水主交流センター	略	
	略		
略			